

行政不服審査法施行規則新旧対照条文

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（附則第二條関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表（第三條関係）		別表（第三條関係）	
法令名 （中略） 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号） 〔削る〕	条項 第九條第一項	法令名 （中略） 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号） 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）	条項 第九條第一項 第九條第一項、第十三條、第十六條（第四十八條及び第五十六條において準用する場合を含む。）、第十七條第二項（第五十六條において準用する場合を含む。）、第十八條第一項、第二項及び第三項、第二十二條第一項及び第二項（これらの規定を第五十二條第二項において準用する場合を含む。）、第二十三條（第五十二條第二項において準用する場合を含む。）、第二十六條（第四十八條、第五十二條第二項及び第五十六條において準用する場合を含む。）、第三十七條第三項（第四十八條、第五十二條及び第五十六條において準用する場合を含む。）、第三十九條第二項（第四十八條、第五十二條及び第五十六條において準用する場合

<p>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）</p>	<p>第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第二十四条の二第一項及び第二項、第三十条の十九第一項及び第三項、第三十条の二十一、第三十条の三十七第一項、第三十条の四十（申請等に係る部分に限る。）並びに第三十条の四十四第二項</p>
<p>（中略） 行政手続法（平成五年法律第八十八号）</p>	<p>第十五条第一項、第十六条第三項及び第四項（これらの規定を第十七条第三項及び第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項、第二十二條第二項（第二十五條後段において準用する場合を含む。）、第二十三條第二項、第二十四條第一項、第二十九項及び第四項、第二十五條、第二十九</p>
<p>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）</p>	<p>第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第二十四条の二第一項及び第二項、第三十条の十九第一項及び第三項、第三十条の二十一、第三十条の三十七第一項、第三十条の四十（申請等に係る部分に限る。）並びに第三十条の四十四第二項</p>
<p>（中略） 行政手続法（平成五年法律第八十八号）</p>	<p>第十五条第一項、第十六条第三項及び第四項（これらの規定を第十七条第三項及び第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項、第二十二條第二項（第二十五條後段において準用する場合を含む。）、第二十三條第二項、第二十四條第一項、第二十九項及び第四項、第二十五條、第二十九</p>
<p>を含む。）、第四十一条第一項（第四十八条、第五十二条及び第五十六条において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（第四十八条、第五十二条及び第五十六条において準用する場合を含む。）及び第四項（第四十八条、第五十二条第二項及び第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項及び第五十六条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第四十八条、第五十二条第二項及び第五十六条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第五十条第二項、第五十四条、第五十七条第一項並びに第五十八条第一項及び第三項</p>	

	<p>(中略)</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)</p>	<p>条、第三十条、第三十五条第三項、第三十六条の二第二項並びに第三十六条の三第二項</p>	<p>第十条、第十一条及び第十二条第一項</p>
<p>行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)</p>	<p>第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十条(これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項(第六十六条第一項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項から第四項まで、第二十七条第二項(第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項(第六十六条第一項において準用する場合を含む。)、第二十九條第二項、第四項及び第五項並びに第三十条第一項、同条第二項及び第三項(これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条第二項、第三十三条、第三十八条第一項、第四十条及び第四十二条(これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十三条第二項及び第三項、第五十条第一項及び第二項(</p>		
	<p>(中略)</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)</p>	<p>条、第三十条並びに第三十五条第二項</p>	<p>第十条、第十一条及び第十二条第一項</p>
<p>(新規)</p>			

<p>恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）</p>	<p>これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）第五十一条第二項及び第四項並びに第五十三条（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）第五十五条第一項、第五十七条、第六十条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六条、第七十八条第一項及び第七十九条（これらの規定を第八十一条第三項において準用する場合を含む。）第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び第三十四条及び第三十八条第一項</p>
<p>（中略） 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号） 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）</p>	<p>第七條第二項及び第三項（第八條第二項において準用する場合を含む。） 第三條第一項及び第二項（これらの規定を同條第三項（第十八條及び第十九條第一項において準用する場合を含む。）第十八條及び第十九條第一項において準用する場合を含む。）第四條第三項（第十八條、第十九條第一項及び第二十六條第二項において準用する場合を含む。）第十條並びに第十三條第二項及び第三項（これらの規定を第十九條第一項及び第二十三條において準用する場合を含む。）並びに第十六條（第十九條第一項において準用</p>
<p>恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）</p>	<p>第六條本文、第三十二條第一項、第三十四條及び第三十八條第一項</p>
<p>（中略） 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号） 〔新規〕</p>	<p>第七條第二項及び第三項（第八條第二項において準用する場合を含む。）</p>

(以下略)	<p>地方自治法施行規則 (昭和二十二年内務 省令第二十九号)</p>	<p>第十二条の三の二第一項、第十七条の 十、第十八条、第二十条、第二十一条 、第二十二条、第二十二条の二、第二 十二条の三第二項及び第三項、第二十 二条の四並びに第二十二条の五</p>	<p>する場合を含む。)</p>
(以下略)	<p>地方自治法施行規則 (昭和二十二年内務 省令第二十九号)</p>	<p>第十二条の三の二第一項、第十七条の 十、第十八条、第二十条、第二十一条 、第二十二条、第二十二条の二、第二 十二条の三第二項及び第三項、第二十 二条の四並びに第二十二条の五</p>	

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第三十九号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（開示請求手数料及び開示実施手数料の納付） 第六条 行政機関情報公開法施行令第十三条第三項第三号に規定する総務省令で定める方法は、同号に規定する開示請求又は行政機関情報公開法第十四条第二項若しくは第四項の規定による申出により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。</p> <p>一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法</p> <p>二 行政機関情報公開法施行令第十三条第三項第一号イ及びロに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（開示請求手数料及び開示実施手数料の納付） 第六条 行政機関情報公開法施行令第十三条第三項第三号に規定する総務省令で定める方法は、同号に規定する開示請求又は行政機関情報公開法第十四条第二項若しくは第四項の規定による申出により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次の各号に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次の各号に掲げる方法を指定することができる。</p> <p>一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙をはって納付する方法</p> <p>二 行政機関情報公開法施行令第十三条第三項第一号イ及びロに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第二百二十五号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（手数料の納付）</p> <p>第八条 行政機関個人情報保護法施行令第十八条第三項第三号に規定する総務省令で定める方法は、同条第一項第二号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。</p> <p>一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法</p> <p>二 行政機関個人情報保護法施行令第十八条第三項第一号イ及びロに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（手数料の納付）</p> <p>第八条 行政機関個人情報保護法施行令第十八条第三項第三号に規定する総務省令で定める方法は、同条第一項第二号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次の各号に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次の各号に掲げる方法を指定することができる。</p> <p>一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙をはって納付する方法</p> <p>二 行政機関個人情報保護法施行令第十八条第三項第一号イ及びロに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>